

東通村森林整備計画の公表について

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第1項の規定により、東通村森林整備計画を樹立したので、同法第10条の5第10項により次のとおり公表します。

○計画の期間

令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間です。

○市町村森林整備計画とは

市町村森林整備計画は、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、林道等路網整備の考え方を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想(マスタープラン)です。

主な計画事項は、次のとおりです。

- ・伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項
- ・立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項
- ・造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項
- ・間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
- ・公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- ・作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- ・森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項